



杉谷三反坑  
杉谷坑

鑛業施業案(認可分)

共四石號

A

6

認 可 書

38年11月5日

第3845号

福岡県 東公簿  
第278号  
第279号  
第280号

日香  
天國自來水管(件)  
八幡川  
入文更街

第38年11月5日

日香 天國自來水管(件)

八幡川

福岡県 東公簿



杉谷二尺牒

家  
藏  
書  
室

興  
同  
石  
炭  
礦  
業  
株  
式  
會  
社  
日  
曹  
辰  
家



深瀬橋に關する地籍案認可申請書（合併、変更、追加）

一 所 在 地 福岡縣基里郡、柳井町、高屋町、山田市

一 區 界 線の登録番号 福岡縣地籍部登録第ニ七八号

福岡縣地籍部登録第六一四号

全 部 第 六八七号

一 部 第 七二四号

右案に於いては従来、福岡縣第ニ七八号および福岡縣第六一四号、第六八七号地区を合併發行中のところ、今般留地第ニ七四号を指定したので右地区と合併登録したいので、福岡法第六十五条の規定により該區界線および説明図を添えて申請致します。

昭和三十八年二月十一日



福岡商船局長  
琴 友 東 幸 殿

福岡商船局本町二丁目二〇六番地

福岡商船

株式會社 共同石炭株式會社

右代表取締役

代理人

入 交 出 換 票



租 賦 額 の 内 容

福岡県租賦増徴部六一四号

一 所在地 福岡県基津郡、基津町、高橋町

一 租 賦 額 共同石炭株式會社

一 限 賦 区 福岡県深瀬郡第五七九号

三井鉱山株式会社 山野炭坑

一 登録年月日 昭和三十三年十一月二十二日 租賦増徴部登録

一 租 賦 期 間 自昭和三十三年十一月二十二日

至昭和三十八年十一月二十二日

一 設定面積 杉畝五尺幅、間三尺幅、コノモリ五尺幅、下二尺幅

土間八尺幅、間八尺幅

一 設定面積 四三三坪七一斗



福岡県祖伝地権登記簿第六八七号

所在地 福岡県高田町、福崎町、高田町

伝地権者 共同石炭産権株式会社

伝地権区 福岡県福岡市登船場一五八九号

三井鉱山株式会社 山野炭坑

登記年月日 昭和三十五年十一月十一日 祖伝地権設定登録

伝地権期間 自昭和三十五年十一月十一日

至昭和三十八年十一月三十一日

伝地権面積 上 二尺 一厘

伝地権面積 四五五五七〇ル



福岡県祖伝地権登記簿第七五四号

所在地 福岡県高田町、福崎町、高田町

伝地権者 共同石炭産権株式会社

伝地権区 福岡県福岡市登船場一五八九号

三井鉱山株式会社 山野炭坑

登記年月日 昭和三十八年一月十一日 祖伝地権設定登録

伝地権期間 自昭和三十八年一月十一日

至昭和四十三年一月三十一日

コ一キリ五尺一厘、下二尺一厘、土間八尺一厘、油庫八尺一厘

伝地権面積 四四五五七一ル



昭和三十八年二月十一日



福岡県種別登録第 一七七八号

福岡県種別登録第 六一四号

第 六八七号

第 七三四号

全

代表取締役 入 交 太兵衛

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙

代表取締役 田 崎 謙



昭和三十四年三月三十日付三四号通達(合併、変更、追加)理由書  
の趣意を次の理由により変更(合併、変更、追加)します。  
昭和三十八年一月十一日付にて福岡登録第七五三号の租賦種設定の認可を受けたる式付  
新租賦区と従来の租賦種および租賦種の合併、変更、追加趣意を実施する。  
よ新租賦種(租賦登録七五三号)の設定後新租賦区に該認可の杉谷二尺筑の本籍、排免  
および氏口を適用する。  
よ新租賦種上の為、筑内北中龍用筑内番地帳(三〇〇局力)を設置するので、その基  
礎地籍として第八本籍を新設する。



「普通紙」における標準の原寸および縮尺は次の通り

- 杉谷二尺紙 (昭和廿四年 一月廿七日付二九福通商興業部第四八一号 (令昭和廿四年) 昭和廿四年 三月廿一日付三福通商興業部第三六号 (雑紙中)
- 竹紙紙 (昭和廿二年 七月廿四日付二九福通商興業部第三〇二号 (雑紙中)
- 一 紙 (昭和廿四年 三月廿一日付三福通商興業部第三六号 (雑紙中)
- 二 紙 (昭和廿六年 七月廿八日付三福通商興業部第三二六号 (雑紙中)
- 三 紙 (昭和廿六年 一月廿一日付二五福通商興業部第二五四号 (雑紙中)
- 四 紙 (昭和廿六年 一月廿一日付二五福通商興業部第二五四号 (雑紙中)
- 五 紙 (昭和廿六年 一月十七日付二五福通商興業部第三五五号 (雑紙中)
- 六 紙 (昭和廿六年 十月 五日付二六福通商興業部第一八九号 (雑紙中)
- 七 紙 (昭和廿六年 一月廿一日付二五福通商興業部第二五四号 (雑紙中)
- 八 紙 (昭和廿六年 一月廿一日付二五福通商興業部第二五四号 (雑紙中)
- 九 紙 (昭和廿六年 十二月廿六日付三〇福通商興業部第三五五号 (雑紙中)
- 十 紙 (昭和廿一年 六月廿七日付三一福通商興業部第一七九号 (雑紙中)



尺測寸の標準

福岡県若松市本町二丁目二〇大徳通

深田福孝 共同右紙製紙株式会社

右代表取締役 入 交 太兵衛

営業代理人 梅 田 純 郎



「紙」の所在地および面積

福岡県基福郡、福高町、基福町、山田町地内  
面積 二四八九七平方

「紙」(粗紙) 積の登録番号

福岡県深田郡豊後郡下七七八号(面積一、一〇〇平方)

福岡県基福郡基福郡 六一四号(面積 四三三平方)

全 部 第七五四号(面積 二、五五七平方) 福通商興業部区域

馬鞍山および石向紙の名称

日 青 紙 紙 杉谷二尺紙



目的とする鉱物の名称

石 炭

其開採または採掘に関する事項

△地質の状況

申領区域の地質は第三紀層に属し砂岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より構成されている。この間に介在する大規模な東方砂岩であり、上部より竹谷層群、本層群、大徳層群の三層群が賦存している。

東側は早稲田域外であり、新井所有鉱区の北部に竹谷層群、南部に本層群、域区外南部に大徳層群の各層群がある。

走向層は概ね北西から東西に走り、北東の早稲田域域境に均つて約二〇度傾斜している。従つて申領区域は全層群が水平傾斜している。

主な層群は層群に際上りの約五米の山田川層群、中部に間上りの約二〇米の日吉層群、その中に深上りの約一〇米の白金新層群がある。この五米の層群は概ね南北に走る至層群である。本層群中のコノモリ五尺、下二尺、土間八尺、御軍八尺の四層群は火成岩の侵入を受け傾斜、陥石、チタタ等が変化している。

其層厚度は竹谷層群が約一三米、本層群、大徳層群は約一五二米である。

△主要な炭層の位置、光長、傾斜および厚さ

新申領区域の深層目的炭層は本層群中のコノモリ五尺、下二尺、土間八尺、御軍八尺の四層群として走向は概ね北西-大徳北東に均つて約二〇度傾斜する。

各層群全区間を亘つて賦存している。

炭層の厚さは凡そ左記の如し。

コノモリ五尺層 山丈 三〇.八米 炭丈 〇.八五米  
 下二尺層 土間八尺層 一五.一米 炭丈 〇.八一米  
 土間八尺層 一五.一米 炭丈 一.四〇米  
 御軍八尺層 一八.八米 炭丈 一.四〇米

△煤質炭層および可採炭層

炭層名	炭丈	光長	傾斜	厚さ	位置	可採厚さ	可採位置	備考
コノモリ五尺層	30.8	0.85	20°	0.85	山田川層群	0.85	山田川層群	
下二尺層	15.1	0.81	20°	0.81	日吉層群	0.81	日吉層群	
土間八尺層	15.1	1.40	20°	1.40	白金新層群	1.40	白金新層群	
御軍八尺層	18.8	1.40	20°	1.40	本層群	1.40	本層群	

本甲路区域の主領目的は、土圍八尺層及海軍八尺層である。他のコーモリ五尺層、  
下二尺層については、探検方法にも記述した如く地質的な自然条件の不安定地層であり  
又下二尺層は海層であるので、探検を実施することにしては、その損失が甚き探検可否を決定し、経済  
的有利区域を標識した場合は、探検を実施することにしては、その損失が甚き探検可否を決定し、経済  
的有利区域を標識した場合は、探検を実施することにしては、その損失が甚き探検可否を決定し、経済  
的有利区域を標識した場合は、探検を実施することにしては、その損失が甚き探検可否を決定し、経済

又前記の如く四段層を申請地層としているのは、本探検の下部地層共その層間が接近し  
ているので、地層上（探検上）及保安層等）分離すること好ましくないのである。

探検方法

探検は現在進行中の日吉段武の標高二尺位から探検する。

探検は昭和三十四年三月三十日付三四四号探検規則第三十六号を以て、探検地の許可を受け  
現在土圍八尺層、海軍八尺層を海軍探検中の石炭坑である。

本調査口は現在の坑口で、武区標高一七号（調査標高ニヤハ号以下同じ）より、二九七  
度二分、既層六一九米である。

探検地坑口は現在の坑口で、武区標高一七号より二九六度一五分、既層六〇〇米の位置  
である。

志臣君九字侵入

約コーモリ五尺層、下二尺層の探検方法

コーモリ五尺層は三井山野探検に於ける状態の結果、段層中に侵入している  
と認められており、従つて段層の膨張と炭質の変化等が認められる。

又下二尺も同層であり且海層であるので、探検に於ける本調査の各片層坑道より同時侵入  
坑道を設け探検を実施し、探検可否を調査し経済的有利区域を標識の上、該区域に對  
し前記片層より進給を個人坑道を設定して探検するものとす。

土圍八尺層海軍八尺層の探検方法

土圍八尺層および海軍八尺層の探検方法は、現在の本調査の地点（調査点A）より、そ  
の層の本調査方向（方位三五六度〇〇分）で探検し、海軍八尺層層層坑道（加  
算方位二二米×二二米）を水平巨層一六米進給し、海軍八尺層層層坑道（加  
算方位二二米×二二米）より、その層の探検方向（方位五五六度〇〇分）で  
探検し、現在の地点（調査点B）より、その層の探検方向（方位五五六度〇〇分）  
を水平巨層一六米進給し、海軍八尺層層層坑道（加算方位二二米×二二米）を水平巨層で五八  
米進給して中止する。

左海層は現在の左八片地点（調査点C）より、その層の探検方向（方位五五六度〇〇  
分）で探検し、現在の土圍八尺層の層層坑道（加算方位二二米×二二米）を水平巨  
層一七八米進給して中止する。同左八片上層の左海層は該上層探検の探検が終了すれ  
ば中止する。

以上の方法により詳細計画を完成せしめ、片層を左右に設ける。片層間隔は規則とし

一、本調査口は現在の坑口で、武区標高一七号より二九六度一五分、既層六〇〇米の位置である。  
二、本調査口は現在の坑口で、武区標高一七号より二九六度一五分、既層六〇〇米の位置である。  
三、本調査口は現在の坑口で、武区標高一七号より二九六度一五分、既層六〇〇米の位置である。  
四、本調査口は現在の坑口で、武区標高一七号より二九六度一五分、既層六〇〇米の位置である。  
五、本調査口は現在の坑口で、武区標高一七号より二九六度一五分、既層六〇〇米の位置である。



本甲部区域の主領領目的奥層は土圍八尺層及海軍八尺層である。他のコーセリ五尺層、  
下二尺層については、採掘方法にも記述した如く地質的な自然条件の不安定地層であり  
又下二尺層は海層であるので、掘削を奨励することにしては、  
又掘削区域を縮小した場合は、採掘を奨励することにしては、  
又前記の如く四段層を申請地層としているのは、本甲部の下部地層共その層別が鄰近し  
ているので、地層上（採掘上及保安等）分離すること好ましくないのである。

＊採掘方法

採掘は現在進行中の日青炭の杉谷二尺坑から採掘する。

該坑は昭和三十四年三月三十日付三河沼田炭礦第三六号を以て、地層上の掘削を受け  
開在土圍八尺層、海軍八尺層を採掘地層中の石炭坑である。

本銅坑口は現在の坑口で、鉱区標第一七号（調査標ニセハ号以下同じ）より、二九七  
度二五分、巨離六一九米である。

採掘坑口は現在の坑口で、鉱区標第一七号より二九六度一五分、巨離六〇〇米の位置  
入道坑口は現在の坑口で、鉱区標第一七号より二九六度四五分、巨離六〇四米の位置であ  
る。

杉谷銅及杉谷連銅坑口は昭和二十八年一月十三日付二七福連炭礦第三一八号を以て地  
層上の掘削を受け地層中の石炭坑である。

杉谷銅坑口は現在の坑口で、鉱区標第一七号より二三〇度二八分、巨離一九五二米の位置  
である。  
杉谷連銅坑口は現在の坑口で、鉱区標第一七号より二五八度一七分、巨離二二二二米の位  
置である。

銅土圍八尺層海軍八尺層の採掘方法

土圍八尺層および海軍八尺層の採掘方法は、現在の本部の地点（調査点）より、そ  
の側の本部方向（方位三五六度〇〇分）で、銅標第一四度の土圍八尺層海軍坑道（加  
背三三二米×二二米）を水平巨離一六米掘進し、粗鉱区標を通過するので中止する  
採掘坑は現在地点（調査点）より、その側の採掘方向（方位五五五度〇〇分）で  
銅標第一四度の土圍八尺層海軍坑道（加背三三二米×二二米）を水平巨離で五八  
米掘進して中止する。

左海層は現在の左八片地点（調査点）より、その側の本部方向（方位五五六度〇〇  
分）で、銅標第一四度の土圍八尺層海軍坑道（加背三三二米×二二米）を水平巨  
離七八米掘進して中止する。同左八片上層の左海層は粗上層粗鉱区の採掘が終了すれ  
ば掘進する。

以上の方法により採掘計画を完成せしめ、片側を左右に掘削する。片側掘削は原則とし

て三〇、一五五米である。  
両方左部は現在新設の左八片より旧部を八片幅を既設する。  
その片幅軌道（一、八二米×一、八二米）の長さは最大約三、一五米、最少約一、九〇米であ  
る。

新潟県区城河鉄道線、停車場上の島、中越境内巻を既設するので、その道線軌道として  
新設の御八本脚（中越等脚）軌道（二、二二米×一、二二米）を既設するので、その方法は、  
既口より下部二、九五米の本脚の御一スラセ（御示ノ点）より方位一七六度〇〇分傾斜  
二、二度〇〇分の岩石軌道を一、二六米掘削し、掘削跡に於て既内三〇〇馬力巻揚機を  
設ける。旧部の本脚（巻脚）と石堤の新設御八本脚（巻脚）の中越境内巻既設線の島  
杉谷石七片（巻立より二、二五米の御示ノ点）より、方位一〇三度四五分にて水平の岩石  
軌道を二、二五米掘削し、御既設の御八本脚と連絡する。

又御八本脚の上越境内巻軌道として、杉谷石六片途中（巻立より九〇米の御示ノ点）よ  
り方位九、九度〇〇分、傾斜三、五度〇〇分にて切上り、距離一、五米にて、御八本脚の御  
既設線と連絡せしむる。

既設方法は既設中用既脚（コトモリ五尺脚、下二尺脚、土圍八尺脚、幅八尺脚）は

船型、御石に巻花しているものと無定されるので、御石探掘既脚とした昇内巻柱扱を  
実施する。切羽巾は四、六米で船状の既存既脚を既設し連絡する。

切羽の支柱は通常洪水の荷合時で行い、既設跡は必要に応じて架木脚、架木脚、又は既  
巻充気を実施する。

扱の穿孔はエヤードリルを使用し、発露深度をなす。

本脚および御既脚軌道の支柱は通常既脚で御は本脚とする。

片幅軌道は木脚を原則とし、必要に応じて既脚を使用する。

一、一分幅間における予算出既算

一、四三、二〇〇屯（月産一、八五〇屯）

内訳左記の通り

- 竹 藪 既 脚 一、四〇〇屯（月産四、〇〇〇屯） 御草八尺既 一、四〇〇屯（月産四、〇〇〇屯）
- 杉谷二尺既 四、二〇〇屯（月産一、〇〇〇屯） 大谷 既 一、七〇〇屯（月産一、五〇〇屯）
- 一 既 六、〇〇〇屯（月産五、〇〇〇屯） 露天 既 一、二〇〇屯（月産一、〇〇〇屯）
- 二 既 一、一〇〇屯（月産一、〇〇〇屯）

各運脚既脚する事項

御既脚既脚は一、五尺軌条、片幅は一〇尺軌条を既設し、軌間は二、五五米である。



て三〇一五米である。

同右左部は現在新設の五八片より旧部を八片を評定する。

その片組軌道（一八二米×一八二米）の長さは最大約三二五米、最少約一九〇米である。

新潟県区城河鉄道、越前川上のは、中継区河津を設けするので、その河津軌道として新設の海八本脚（中継部）軌道（二二五米×二二五米）を設ける。その方法は、坑口より下部二九五米の本脚の第一スラセ（指示点）より方位一七六度〇〇分傾斜二二度〇〇分の岩石軌道を二六米掘進し、掘進時に於て坑内五〇〇馬力巻揚機を設ける。河部の本脚（巻揚）と石段の新設海八本脚（巻揚）の中継区河津軌道設定の為杉谷石七片（巻立より二二五米の指示点）より、方位一〇五度四五分にて水平の岩石軌道を四五米掘進し、前記新設の海八本脚と連絡する。

又海八本脚の上継区河津軌道として、杉谷石六片途中（巻立より九〇米の指示点）より方位八九度〇〇分、傾斜三五度〇〇分にて切上り、距離一五米にて、海八本脚の坑口貫通連絡せしむる。

掘進方法は設定中脚厚（コトモリ五尺厚、下二尺厚、土間八尺厚、掘進八尺厚）は



船型、掘石に適用しているものと推定されるので、掘石採掘に用いた昇降機柱を

実用する。切羽巾は四ノ六米で柱状の試存脚厚を採掘し掘進する。

切羽の支柱は通常坑水の荷合枠で行い、掘進には必要に応じて架木、架木脚、又は吸

巻充気を実用する。

私の穿孔はエヤードリルを使用し、発掘深度をなす。

本脚および採掘脚軌道の支柱は通常鉄脚で脚は木脚とする。

その他区域については既述可遊業案による。

一、二〇〇屯（月産一八五〇屯）

内訳左記の通り

竹 藪 坑 一、四〇〇屯（月産一、〇〇〇屯） 海軍八尺坑 一、四〇〇屯（月産一、〇〇〇屯）

杉谷二尺坑 一、二〇〇屯（月産一、〇〇〇屯） 大谷坑 一、四〇〇屯（月産一、一五〇屯）

一 坑 一、〇〇〇屯（月産一、〇〇〇屯） 露天坑 一、二〇〇屯（月産一、〇〇〇屯）

二 坑 一、一〇〇屯（月産一、〇〇〇屯）

各採掘に關する事項

河津軌道は一五尺軌条、片組は一〇尺軌条を設けし、軌間は二五五米である。

次巻を挿入



根車は容量Qの立方米の本機根車、およびQセ立方米の鉄機根車を混合して使用する。

主要運搬は肩車に中継運搬機として坑内巻揚機(五〇〇馬力車側巻揚機)を新設し杉谷右七片を中継運搬道とし、現在使用中の坑外主要巻揚機(二〇〇馬力車側巻揚機)により杉谷二尺坑における坑内の階段を坑外に搬出する。

坑内運搬

本坑運搬方面の出発はすべて前記坑内巻揚機(五〇〇馬力車側巻揚機)により各片鐵の搬立より中継運搬道まで巻揚げ、坑外に設置している。

五三〇馬力主要巻揚機に連絡し、坑外に巻揚げ運搬ボケットのチツアラまで運搬する并向往方式別運搬はトラフ又はスラを使用し、戸口まで人力にて運搬し根車に搬込む。

片側坑道は通常近距離の場合は手押運搬をなし、増大に伴いホイスト巻を使用することとする。

坑外運搬

坑外に搬出された石炭は原形ボケット、チツアラで積積され運搬機により運搬する。

搬運された粉炭は貯炭庫に入れ貯炭庫より送戻機に受け箱積積まで約五〇米を五〇馬力キンドレス巻で運搬し、積積より流込みにより貨車積みとする。

坑外運搬

前記坑外主要巻揚機によつて搬出された坑内炭は既在の坑外五馬力巻揚機で巻揚げ、運搬ボケットに搬入する。

搬入された炭は約二匹の束組れたスキップ運搬ボケットに積ダンフカー(五匹巻)により運搬しそれより一〇馬力巻揚機による、スキップ方式により搬送する。

又は全高区の高軌にダンフカーで土巻搬送する。

運搬回する事項

杉谷二尺坑に於ける運搬は、既在の鉛石巻揚機(毎時二〇屯)に於いて鉛石の手運上るの貯炭庫を行はば運送する。其の方法は坑内より巻揚られた原炭をチツアラに搬り一五匹、五〇匹の二種の原炭ボケットに入れ、突レシプロワイダー、ベルトコンベアーに搬り三〇匹及び五〇匹目のジンヤースタリン(毎時二五匹)に搬る。

マイナス二〇匹の原炭(毎時一五匹)は五匹巻ジンヤースタリンに搬り、マイナス五匹はスタリエーコンベアーに搬り毎時六匹をベルトコンベアーに送り積積機に搬る。

アラス五匹巻(毎時六匹)はベルトコンベアーに搬りグイスインチグレイダーに搬り



粉砕し、バケツトエレベーター、ベルトコンベヤーを経由し、四五塊ジンマースタリー  
ンク状のマイナスイオンス用玉塊（臨時用玉塊）は特形として積戻箱に入る。  
ガラス塊玉塊はジスイオンチに搬送する。又最初のジンマースタリーンより出たガラス  
玉塊（臨時用玉塊）積戻はピッキングバンドに送り手廻す。手廻戻（臨時用玉塊）  
は積戻箱に入る。

積戻の（臨時用玉塊）は一〇塊トロンメルを通過してベルトコンベヤーで積戻箱に入る  
ガラス一〇〇塊の塊は、タラフシャー、ベルトコンベヤー、ペビコーンベヤーを廻り積  
初のジンマースタリーンに搬送する。

最初のジンマリーより出た二〇ノニ〇塊小塊（臨時用玉塊）は一五塊トロンメルを通過し  
ベルトコンベヤー（臨時用玉塊）が積戻箱へ送る。

トロンメルを落ちたマイナスイオン玉塊（臨時用玉塊）は第二のジンマリーにベルトコンベ  
ーで送られる。

積戻品位三八〇〇カロリー、積戻品位四〇〇〇カロリー、水分二四%、濃度平均九二%  
である。

#### △積戻上の注意手配に關する事項

△選気、排水、照明および排氣に關する事項  
の選 気

選気方法は、本部を人氣とし各部内を選気して排氣部を廻り排氣吸口より室外に排気  
する。

前部一日貫たはロキ用刀、食庄一八〇塊、風量二二〇〇立方米毎分のシロッコ扇風  
機を設置している。

選気系統は本部より人氣し、左部は各片盤より切羽（風道）を経て両片盤を連じ、排  
氣部に送送する。

右部も各片盤より切羽（風道）を経て両片盤を連じ排氣部に送送して排氣吸口より  
排向する。

選気吸道には必要に応じて門扉、目鏡、風管、發出等を設け、両方および片盤毎の選  
気は両部扇風機による選気送をこる。

尚選気測定は、装置廻りに行い、選気吸排口と、瓦斯自動點火等に關する予防を  
する。

同排水

杉谷二尺坑の現在の坑内水は毎時毎分〇.ニエ立方メートルまで、降雨時は毎分二エ立方メートルの排水をため、それを感じ近記の通り主要ポンプを流送する。

機器名称	設置場所	電機の種類	出力	能力	揚水高	台数	備考
扇形ポンプ	杉谷扇形坑 右八片	スターベン 電機	AC 〇. 〇 P	二一 毎分	一〇〇 M	一合	六時パイプ二本
中段扇形	海八本扇形 右三片	スターベン 電機	AC 〇. 〇 P	一〇 毎分	一〇〇 M	一合	五時パイプ
中段扇形	海八本扇形 右八片	スターベン 電機	AC 〇. 〇 P	一〇 毎分	一〇〇 M	一合	五時パイプ
坑底扇形	海八本扇形	スターベン 電機	AC 〇. 〇 P	一〇 毎分	一〇〇 M	一合	五時パイプ

その排水方法は、海八本扇形の坑底ポンプにより海八本扇形右八片中段ポンプ庫までエ吋パイプで排水し、バツタに入れ、それより中段ポンプにより、エ吋パイプで海八本扇形右三片中段ポンプ庫まで排水しバツタに入れる、さらに中段ポンプにより、エ吋パイプにて杉谷扇形ポンプ庫まで排水しバツタに入れる、それより扇形ポンプにより六吋パイプにて直送坑外へ排水する。扇の排水は横田式扇形による。

内照明

坑内照明は主要坑道および副扇所、噴霧機等には防塵絶縁合格の被覆した一〇〇 V の電灯を適宜取付ける。

坑内従業員は必ず強電気安全灯を使用する。

同臭気

一号扇形ダイナマイト、扇形扇形保安扇を電気監督で検査採取する。

火油類の蒸気散逸、揮発蒸気絶縁は有害蒸気坑之をなすしめ換気坑空められた降車取を遵守する。

↓作業の安全、その他人に対する危害の予防に關する事項

瓦斯検査は保安係が扇形瓦斯手操器により検査し、消気状況、温度、湿度等の検査を常時実施する。

坑道は坑水で稀入し、稀間は坑水でつなぎ、天盤、鋼盤の崩壊を防止し、明羽は打住荷合棒を差し、保固跡は必要に応じて空木柱、実木柱および泥充填を施す。

坑内等即坑道は車道と人通との区隔を適当にとり、車道は常時修繕し、脱線その他の事故を防止する。

坑内通電線は絶縁ケーブル、キャブアップタイプを使用し、保安係員をして監視す



○同河内郡野田町に於ける山形郡野田町  
社三第一は同河内郡野田町に於ける山形郡野田町  
同河内郡野田町に於ける山形郡野田町  
同河内郡野田町に於ける山形郡野田町

○同河内郡野田町に於ける山形郡野田町

セソー、設置事故を防止すると共に、伏魔式定められた器具を用いし、事故を防止する  
並に区域内には三井鉱山株式会社山形支店所管の竹谷川道の予定区域が存在するので、之  
がために軌道保安設備を別紙図示の如く設ける。  
又左部地区附近の地上には平小学校があるため、該物件設置のため $\times 10$ 度の懸崖角線内  
の区域（別紙図示）の深層は $2.0$ メートルとする。

並に区域内における設置費用は、 $1$ メートル $5$ 尺層、下 $2$ 尺層、土層 $8$ 尺層、海軍 $8$ 尺層）  
は未採掘であり周辺にも否別は無い。

○既外または既内の施設を保全に關する事項

既外における施設は既有の設備を利用し、作廢場、既内外積集器具並に電気工作物お  
よび施設物に關しては危険防止、火災予防および耐火設備を施し、保安係員に異次の有  
無を点検させ、鉱山保安法による事項を遵守する。

○並に区域内には鉱山法第六十四条の施設物件は無いが、深層に於ける $6.0$ 度の傾斜を有する  
原角線をとると、民家 $1$ 〇戸、水田 $2.9$ 反、田舎 $4$ ヶ、灌漑水路 $8.0$ 米、墓 $1.5$ 〇

高さ、河川 $9.0$ 米、道路 $1.0$ 米等の施設物件があるも、並に区域は在時三井山野鉱業所  
に於て、竹谷郡群の竹谷本所及本郡群上部の杉谷本所を採掘終了した地区である。

然しその間、竹谷郡群の上部採掘を目的として、比佐株式会社及び厚生鉱業  
株式会社は、採掘を設置し、竹谷上部は、比佐家で採掘し、杉谷上部の採掘区域は厚生  
家で採掘する。従つて両社日有採掘は同並に区域のみ採掘している。

○かように各社の採掘が観合している。従つて被害については原稿若くは三井山野鉱業  
所と観合、調査検討し各社で協議決定することとしている。

○故にその復旧の折衝および復旧の一切は三井山野鉱業所で代行し、その復旧費用は三井  
山野鉱業所と協議の上、その指示に従い、その都度三井山野鉱業所に支払う。

○被害の防止のための施設に關する事項

○削除地帯および削石のたい道等の位置および構造

○海八野段場は海八高段場の定 $1$ 尺約 $1.900$ 電の鉄筋コンクリート製の構設貯留槽  
を有している。

○削石は一既内採掘部に充てこめするが、他の削石は現在使用している、本坑の設備  
場を利用する。

○その方法は削除（既外採掘場）の掘りてスクラップ方式より採掘する。

○スクラップ距離の幅は $2.5$ 度、最大の高さ $3.5$ 米、掘削平面積 $6.0$ 〇平方メートルあり  
その掘削予定量は $2.8$ 六〇〇立方メートルである。

○この掘削予定区域および附近には、民家および公共施設等の該物件はなく、用起は

○同河内郡野田町に於ける山形郡野田町



せぬが、總理事務を防止すると共に、決然と定められた器具を常用し、事故を防止する  
重要区域内には三井鉱山株式会社山野鉱業所の折衝区域の予定区域が存在するので、之  
が尤も慎重保安措置を別紙図示の如く設ける。

又左部地区附近の地土には小学校があるので、該物件修繕のたれま〇度の福原河内  
の区域(別紙図示)の深淵は二〇米以下とする。

福原区域内における設置位置、  
近隣炭層については福原区域内の下部炭層は大焼層群にして炭層間一五一米あり未探  
掘である。

上部炭層の杉谷五尺層は一部三井山野鉱業所に於て探掘済みであり、その上層の上二尺層  
杉谷五尺層は本探掘炭層より約四五米の炭層間隔があると同時に現在当市吉良郡竹敷村  
に於て地盤中であり全岩層は山野炭層に於て排水中であるので古河水に列する危険は  
ない。

其の他既認可炭層の埋り

一、河川ルヤ〇交、道路一〇〇米等の地役物件があるも、該地区は往時三井山野鉱業所  
に於て、竹谷炭層の竹敷本層及本層上部の杉谷本層を採掘終了した地区である。

然しその埋り記深淵再探掘の上層深淵を目的として、比嘉株式会社及び厚生炭礦  
株式会社は、炭層を設定し、竹炭上層は、比嘉家で探掘し、杉谷上層の埋り区域は厚生炭  
鉱で探掘する。従つて当社日吉炭層は福原地区のみ探掘している。

かように各社の探掘が競合している。従つて炭層については原簿若である三井山野炭層  
所で統合、調査検討し各社で協議決定することとしていた。

故にその復旧の折衝および復旧の一切は三井山野炭層所で代行し、その復旧費用は三井  
其の他既認可炭層の埋り

折衝の件

其の他既認可炭層の埋り

山野炭層および地石のたれ埋りの位置および埋り  
海八野炭層は海八野炭層の近くに約七〇〇m程度の鉄筋コンクリート造りの埋り貯炭層  
を有している。

地石は一部瓦内探掘部で充填処理するが、他の地石は現在使用している、本炭の採掘  
場を利用する。

その方法は前述(坑外埋埋)の通りでスクラップ方式より採掘する。  
スクラップ距離の幅は二五度、最大の高さ四五米、埋り平面積は三〇〇平方米であり

その埋り予定量は二八六〇〇立方米である。  
この埋り予定区域および附近には、民家および公共施設等の埋り物件はなく、埋りは



社有地で被害は起らないが、若しその處ある時は土面、石垣、溝等の防護施設を行い地入り、崩壊等の予防工事を為す。

例 坑水、降水、水浸等に対する特別施設に關する事項

坑内より排水された坑内水は、坑外にあるコンクリート造りの沈降槽に入れ使用水および竹根水洗炭用として使用する。

杉谷二尺坑に於ける崩壊は、原有の鑛石専用遊炭機（毎時二〇屯）に於て、海炭の項に記述した通り起る。

修繕方法は水洗による崩壊は行わないので、水洗汚水は全然ない。従つて降水に關しては問題はない。

水洗に對する被害は、当坑に於いては現在排水設備をなしているから問題はないので施設は別に必要でない。

例その二

深堀区域内地表は、砂礫と礫山地带であるが、深堀による六〇度の磁石子型境界角をとなと一部の森林、蘆葦および農地、其他公共的物件として山田川橋脚および道路等が深堀の影響範圍にはいるが、主目的崩壊である土溜り現象との深度は別部で約二〇三米、距離で約三六〇米である。

前記地帯下の砂礫を固めては、地表崩落を防止する為、砂礫式は堅固および排水等の効果を期待する。

深堀方法にも記述した如く、崩石の特異性を發現して保存しているので、崩壊の発現を待つた上、坑内区域の大部分深堀（約三二五と距離）を実施する。

従つて深堀による地盤低下は僅少であると推定される。

八 深堀区域又は隣接区域の坑内水との境界上の崩壊に關する事項

甲種区域の中央部既記三井山野炭礦所の境界上に必要を、坑内の保安居住区域として、掘削禁止区域があるが、該掘削禁止区域は坑内崩壊のみとし、掘削は実施しない。

丙種区域（前部および右側部）は甲種人煙家の日吉炭礦であり、又甲種区域の境界は日吉炭礦と直接境界をなすので、問題は起らない。

又深堀に關しては、既述の三井山野炭礦所の成績を得て判明することにしてゐる。

以上

此次の調査

昭和十一年八月十日  
三井物産株式会社  
三井山野炭礦所  
調査課  
調査員  
大野 隆  
小野 浩一  
佐藤 清一  
三井物産株式会社  
三井山野炭礦所  
調査課  
調査員  
大野 隆  
小野 浩一  
佐藤 清一

社有地で被害は起らないが、若しその面ある時は土質、石垣、海等の防護施設を行い、地盛り、崩壊等の予防工事を為す。

河原水、腐水、水漬等に対しては各地施設に因する事項

既内より排水された坑内水は、処分であるコンクリート造りの沈降槽に入れ使用水および竹炭水洗炭用として使用する。

杉谷二尺坑に於ける涌水は、既有的鑛石専用湧炭機（毎時三〇屯）に於て、海原の項に記述した通り処理する。

処理方法は水洗による湧水は行わないので、洗炭汚水は全量受け、従つて腐水に關しては問題は無い。

水洗に對する被害は、当坑に於いては現在給水設備をなしているから問題は起らないので施設は別に必要でない。

丙、その他

深淵区域内の海邊は砂礫心とが山地帯であるが、深淵区による六〇度の磁石子懸濁茶角礫をとると一部は礫林、磁石および礫地、其の他公共的物件として山田川橋梁および道路等が深淵の影響範囲にはいるが、主目的炭層である土圍八尺層との深度は肝那で約二四三米、海原で約五六〇米である。

前記地帯下の地質を詳述しては、地質断面を防止する為、深淵区は磁石および腐水等の充塞を進行する。

深淵方法にも記述した如く、磁石の特異性で後述で試行しているので、湧区域の湧水を行つた上、試行区域の大部分深淵（約二ニ米と深淵）を実施する。

従つて深淵による湧水低下は僅少であると想定される。

八重原地区又は隣接地区の地質地帯との境界上の調査に關する事項

甲津区域の中央部即ち三舟山野炭層所の地帯上に必要を、既述の保安非区域として、強制禁止区域があるので、該地区は既述地帯の如し、強制は実施しない。

海原地区（前部および石原部）は甲津人経営の日産炭であり、又海原区域の地帯は日産

次頁を参照

○調査員機を移れる。

水（海原および石原）は隣接地区に對して五米

上下五五五五

別紙調査員機移る区間の通り、隣接地区としては東南部に安藤除生炭、東部に古河下山田炭、北部に第一發生炭と隣接している。東渡隣接関係は府南部の渡辺船場炭、北に御油部上二尺層群、本層群、北部の三舟山野炭に對し竹谷層群については御油部炭、本層群中上二尺層群について御油部（組番号ハヤ号）同一区域に上二尺層を除く、本層群群について御油部（組番号六二一〇号）又今川層群区域は本層群中の下部炭層（コウメリ五尺層より御軍八尺層の四尺層）の粗炭区（組番号七二〇号）の認定をなしている。又治部区御油部区域の一部は社炭炭に粗炭区（組番号六二二〇号）をなしている。その比較は他の各五舟山野炭に對し粗炭区（組番号六八一〇号）を指定し、之物の本区とは当炭区は粗炭区と重複関係にある。東渡関係については層間層が竹谷層群と本層群間は約三〇米、本層群と大徳層群間は約一五二米あるので特に除炭に對して調査の必要は無い。





別冊其四に附録として二七八号および別冊其四に附録其六一四号、  
 全六八七号、全七三四号の款記に添心添和 三十八年二月十一日の日書  
 裏紙の變更箇所を申請せしめさせていただきます。

昭和三十八年二月 日

三井武田株式会社倉山野事務所  
 所長 中 村 文 平

共同石炭産業株式会社日曹採掘所  
 所長 田 嶋 勉 郎



企 事

昭和37年2月7日付当所変更届書案については、当所業主  
より官庁申請することに同意いたしました。実地調査にあつて  
は、下記事項遵守の上実施することを旨と致します。以上念のため  
本書を差し入れます。

記

1. 海八本路左ノ3片および左ノ4片既設の地場保安堤根区城造  
部分は、土間八尺既設の海を幅五尺既設の海に切り支保さ  
減します。
  2. 海八本路左岸の左ノ3片より既設は、撤去しません。
  3. 海八尺既設の露石については、既設の新築、保護を図る  
場合は事務にその数量、現物等につき貸所と新築の上取置  
します。
- 尚、既設の崩壊する既設については、高度その代物を必要  
と致します。

昭和37年 7月 7日

共同石炭鉱業株式会社 日吉事務所  
所長 梅田 義 雄

三井鉱山株式会社 山形事務所  
所長 中村 文 平 殿

鑛業施業案添附圖

上  
部  
案  
の  
内

第一葉

租鑛區圖

縮尺五千分の一

第二葉

炭層柱狀圖

縮尺六十分の一

第三葉

炭量計算圖

縮尺三千分の一

第四葉

採掘計画圖

縮尺三千分の一

福岡県嘉穂郡稲築町才田

共同石炭鉱  
業株式会社

# 日吉鑛業所

電話(稲築四〇番)  
大隈一一番

第九葉の内 第五葉

坑 外 圖

縮尺三千分の一

第六葉

坑道規格圖  
採炭規格圖

縮尺二十分の一  
縮尺三百分の一

第七葉

通氣排水運搬系統圖

縮尺三千分の一

第八葉

選炭系統圖

縮尺三千分の一

第九葉

坑道断面圖

縮尺三千分の一

第十葉

炭層別施業範圍圖

縮尺三千分の一

第十一葉

直視隣接礦區關係圖

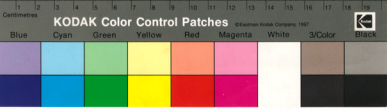
縮尺五千分の一

第七  
葉の内第五葉

坑  
外  
圖

箱尺三千分





株式会社 共同石灰工業  
 代表取締役 入交 太兵衛  
 代表代理人 田田 義雄

共同石灰工業株式会社  
 日古鑛業所  
 坑外圖  
 縮尺三千分一

此處係... (Red text describing a specific area)  
 此處係... (Red text describing another area)  
 此處係... (Red text describing a third area)  
 此處係... (Red text describing a fourth area)

此處係... (Red text at the bottom of the map)





第十一卷  
第六葉の内葉

坑道規格外圖  
採炭規格外圖

縮尺三分一  
縮尺三分一

請家准府  
臣請願者

共阿石炭鑛業株式會社



代表取締役

入交太兵衛



請家代理人

梅田義雄



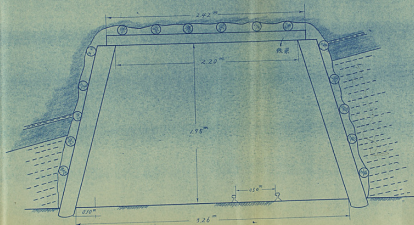
坑道規格及採炭規格圖





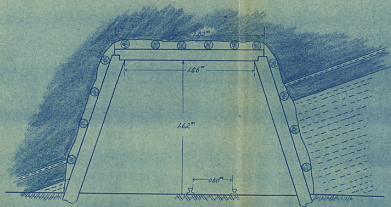
海八本卸(中継巻卸) 本卸及排気卸 坑道規格圖

活層坑道の場合



片磐坑道規格圖

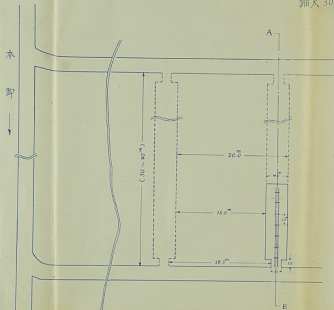
沿層坑道の場合



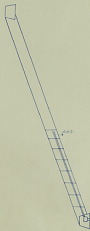
# 柱房式 採炭規格圖

(制限採炭區域 20%)

抽尺 300分 $\times$ 1

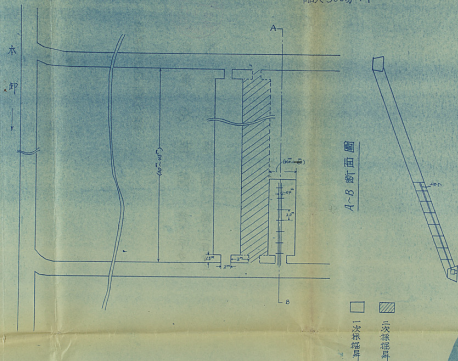


A-B断面圖



# 柱房式 採炭規格圖

縮尺 300分<sup>1</sup>



第<sup>上</sup>七卷の内第七葉

通気排水運搬系統圖

縮尺三千分一

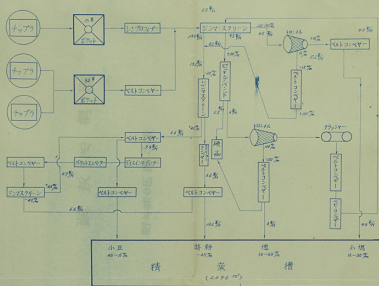


第<sup>上</sup>九卷の内第八葉

選炭系統圖



# 海八坑 選炭系統圖



選炭設備機械一覽表

機 械 名	型 式	数 量	容 量	速 度	寸 法	原 動 機
トップラダー	手動全開機	3台	60%		1000 x 1700	
ボケット	鉄製	1台	15%		2000 x 2000 x 2000	
ボケット	木製	1台	10%		2000 x 2000 x 2000	
フィーダー	1.5アロ	1台	25%	60 RPM	150 x 150	1.5 HP
コンマスクリン	コンマ	1台	25%	250	150 x 250	1.5 HP
重炭コンベヤ	ベルト	1台	25%	10 RPM	600 x 700	3 HP
小炭コンベヤ	ベルト	1台	10%	10	150 x 200	1 HP
重炭コンベヤ	ベルト	1台	10%	10	450 x 500	2 HP
コンマスクリン	コンマ	1台	15%	250 RPM	100 x 200	1.5 HP
精炭コンベヤ	ベルト	1台	10%	10	450 x 2500	3 HP
粉砕機	アクリル	1台	15%	600 RPM	750 x 270	2.5 HP
コンマスクリン	コンマ	1台	15%	250	100 x 200	1.5 HP
コンベヤ	ベルト	1台	15%	10	450 x	2 HP
エリベーター	バケット	1台	10%	10	350 x 5000	3 HP
コンベヤ	ベルト	1台	15%	10	450 x	2 HP
小炭コンベヤ	ベルト	1台	15%	10	500 x 2000	2 HP
ボケット	コンクリート	1台	15%		2000 x 2000	
蒸トロシタル	100%	1台	5%	10 RPM	200 x 1000	5 HP
ロッドラダー	アクリル	1台	5%	350	250 x 400	10 HP
ベルトコンベヤ	ベルト	1台	10%	10	450 x 1000	2 HP
ベルトコンベヤ	ベルト	1台	5%	10	300 x 2000	2 HP
蒸トロシタル	15%	1台	5%	200 RPM	200 x 1000	2 HP
ベルトコンベヤ	ベルト	1台	5%	10	400 x 5000	2 HP
精炭槽		1台	20x30		2.0 x 3.0 m	

調査者 共同石炭業株式会社  
 代表取締役 入交 兵衛  
 調査代理人 梅田 誠



第二卷の内第十葉

炭層別施業範圍圖

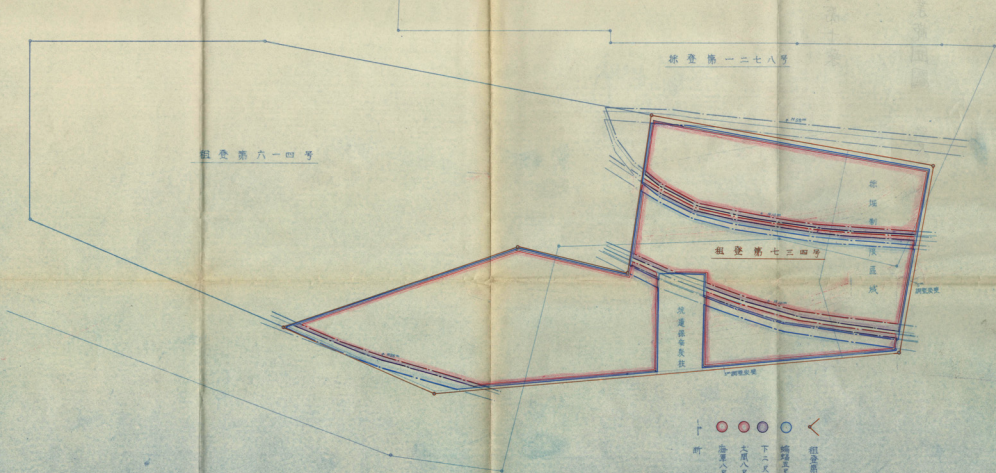
縮尺三十分一

# 炭層別施業範圍圖

縮尺 三十分之一

總務部  
 炭礦部  
 代辦所  
 總務代理人

共岡石灰炭業株式會社  
 入 岡 大 夫 衛  
 梅 田 美 雄



- 煤層第七二四号 施業區域
- 煤層第六一四号 施業區域
- 煤層第一二七八号 施業區域
- 下二五層 施業區域
- 七與八層 施業區域
- 九與八層 施業區域
- 運送道敷設在



第十一葉の内第十一葉

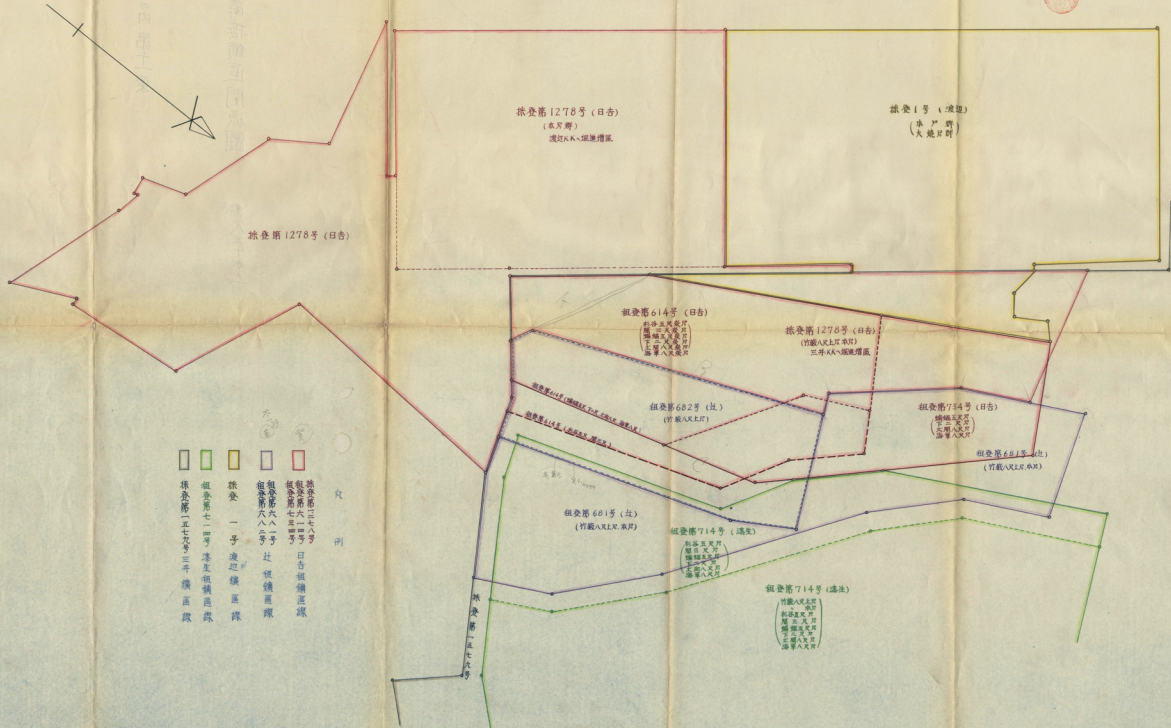
重複隣接鑛區關係圖

縮尺五分の一

# 重複.隣接鑛區關係圖

縮尺五千分の一

關東煤田  
煤田課  
大田町  
關東煤田  
關東煤田  
關東煤田



- 採發第1278号(日台)
- 採發第614号(日台)
- 採發第1278号(日台)
- 採發第682号(注)
- 採發第714号(日台)
- 採發第682号(注)
- 採發第60号(注)
- 採發第714号(注)
- 採發第714号(注)
- 採發第714号(注)



福岡県嘉穂郡稲築町才田

共同石炭  
業株式会社

日吉鑛業所

電話  
〔稲築四〇番  
限一〕番